12 2025 (令和7年)





税理

近 藤 猛

₹791-8036

松山市高岡町127番地8 TEL 089-973-7577 FAX 089-973-7559

12月 (師走) DECEMBER

| 日 | 1.5 | 14 | 28 | |
|---|-----|-----------|----------|--|
| 月 | 1 | 15 | 29 | |
| 火 | 2 | 16 | 30 | |
| 水 | 3 | 17 | 31 | |
| 木 | 4 | 18 | × | |
| 金 | 5 | 19 | a | |
| 土 | 6 | <i>20</i> | \times | |
| 日 | 7 | 21 | | |
| 月 | 8 | 22 | á | |
| 火 | 9 | 23 | 9 | |
| 水 | 10 | 24 | Δ | |
| 木 | 11 | 25 | 6 | |
| 金 | 12 | 26 | a | |
| | | | | |

13

27

12月の税務と労務

- 国 税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- 国 税/給与所得者の次の申告書の 提出
 - ·基礎控除申告書 兼 配偶者控 除等申告書 兼 特定親族特別 控除申告書 兼 所得金額調整 控除申告書
 - ・保険料控除申告書
 - 住宅借入金等特別控除申告書 今年最後の給与を支払う前日
- 国 税/11月分源泉所得税の納付 12月10日
- 0日 引

- 国 税/10月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)1月5日
- 国 税/4月決算法人の中間申告 1月5日
- 国 税/1月、4月、7月決算法人の 消費税の中間申告(年3回 の場合) 1月5日
- カラップ 1月5 地方税/固定資産税(都市計画税) 第3期分の納付
 - 市町村の条例で定める日
- 労 務/健康保険・厚生年金保険被 保険者賞与支払届
 - 支払後5日以内

ワンポイント GビズID

補助金申請や社会保険手続、各種認可申請など、対応した手続に1つのID・パスワードでログインできる事業者向け共通認証システム。今後、法人についてGビズIDを用いてe-Taxにログインすることが可能となる予定です。なお、この場合には電子署名や電子証明書の送信不要で手軽に利用できるようになります。

極めて高い水準の所得に対する 負担の適正化に係る措置

所得税は原則として最高45%の累進課税方式が採用されていますが、株式や不動産などの譲渡に係る所得については分離課税として15%の所得税が課税されます。税負担の公平性を確保する観点から、おおむね平均的な水準として30億円を超える高い所得を対象として、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が令和5年度税制改正で導入されました。

この措置は令和7年分の所得から適用されるもので、①通常の所得税額と、②合計所得金額から特別控除額(3.3億円)を控除した金額に22.5%を乗じた額を比較し、②の金額が①の税額を超える場合に、その超える額を申告納税するというものです(算式参照)。

このとき②の合計所得金額は、総所得金額及び株式や土地・建物の譲渡といった分

豪華社宅とは

①通常の所得税額

②(合計所得金額-3.3億円)×22.5%

算式

→②が①を上回る場合に限り、差額分 を申告納税

離課税の各種所得金額を合計したものをいいます。退職所得も含めて判定することも注意点です。なお、確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含みます。ただし、スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外になります。また、その年分の所得税について適用する特別控除額を適用した後の金額になります。

この制度の適用の有無と税額の計算については、「特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 兼 税額計算書」を用います。なお、予定納税の減額申請手続きをする場合にも同じ計算書を使用しますが、申告納税見積額の計算では退職所得金額は含まないこととされています。

12月の税務 ピックアップ

固定資産税の納税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産などの固定資産を所有している人にかかる市町村税です。

固定資産税を納める時期は、自治体によって異なりますが、東京都23区の場合は、6月・9月・12月・2月の年4回です。口座振替、スマートフォン決済アプリやクレジットカードなどのキャッシュレス納税をすることができる自治体も多くあるようです。

固定資産税は1月1日現在、固定資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている人が、固定資産税の納税義務者になります。したがって、仮に1月2日以後に所有権の移転が行われても、納税義務者は変更されません。不動産の売買などの際に固定資産税を日割りなどで精算することがありますが、これは法律上規定されているものではなく、あくまでも売買などの当事者間の合意により行われるものです。

宅で計算によ な計算によ わて宅が 賃料相当額は る 住宅に 払うべき使用料に5る「豪華社宅」の5を社宅と認められる (i) し ま 小規模な住宅 念上一 分け す。 を 課税さ 受け この この この と ただし、 その 一定 取 社宅 相当するに貸与されない、 れ つ 0 ま る \mathcal{O} せい すべ、なの質れた

さー面合外取の機能の た設備 な賃貸住 240mm U 状況など各種の要素を終観や支払賃貸料の額、内所を超えるもののうち 宅相が当 な 0 否額に こがあるものし好を著していなどの 下 で であっても、一には設、一には設、一 00 床ま 面 該つ反備置

図 年末調整の流れ

① 給与・社会保険料・徴収税額の集計 給与所得控除後の給与等の金額の計算 + 課税給与所得金額の計算 ④ 年調所得税額の計算 ⑤ 年調年税額の計算

各種申告書の受理と内容確認

- (1) 扶養控除等(異動)申告書
- (2) 基礎控除申告書
- 配偶者控除等申告書
- (4) 特定親族特別控除申告書
- (5) 所得金額調整控除申告書
- (6) 保険料控除申告書
- (7) (特定増改築等) 住宅借入 金等特別控除申告書

本の関切 ・不足額の徴収 住者が特定親族特別控除の を控除する特定親族を有する理 を一にする特定親族の合計所得金額に を一にする年齢19歳以 を事業、里、 ・高部の親族で、合計 の表」 を一にする年齢の総所得金額に を一にする年齢の合計所得金額に を一にする年齢19歳以 を一にする年齢19歳以 を一にする年齢19歳以 を一にする年齢19歳以 を一にする年齢19歳以 石の総所得金額等

の税制改正で、居 |除が き、 従払青親をが未計

算与等調き保給い労別の族 を等の整上障与ま学控生・ 進のたでげ額 りまずい を基づい を基づい を表づい

表 2 令和7・8年分の基礎控除額

| 合計所得金額 | | 基礎控除額 | |
|-----------------------------|-----------|----------|--|
| | 132万円以下 | 95万円 | |
| 132万円超 | 336万円以下 | 88万円 | |
| 336万円超 | 489万円以下 | 68万円 | |
| 489万円超 | 655万円以下 | 63万円 | |
| 655万円超 | 2,350万円以下 | 58万円 | |
| 2,350万円超 | 2,400万円以下 | 48万円 | |
| 2,400万円超 | 2,450万円以下 | 32万円 | |
| 2,450万円超 | 2,500万円以下 | 16万円 | |
| 2,500万円超 | | 0円(適用なし) | |
| として日にまれるがまるとがではした4人との必然だったの | | | |

注)1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000 万円を超える人は、年末調整の対象ではありません。

た親除伴たを申 。族等い。記告令 、特載書和 源を申 泉記告令定すに7 控載すに8族こ、分 奪 対るは年特と控ま 族と泉後除つ象扶 0) さ控ののて扶養 は、注意では、一は、主対を表して、一は、これには、主対を表しま。

①し象控にし族等

表 3 特定親族特別控除額

| 特定親族の | 合計所得金額 | 特定親族特別控除額 |
|--------|---------|-----------|
| 58万円超 | 85万円以下 | 63万円 |
| 85万円超 | 90万円以下 | 61万円 |
| 90万円超 | 95万円以下 | 51万円 |
| 95万円超 | 100万円以下 | 41万円 |
| 100万円超 | 105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超 | 110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超 | 115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超 | 120万円以下 | 6万円 |
| 120万円超 | 123万円以下 | 3万円 |

し泉数す円計ち住控 を額い1さ 数象 徵泉給8表 基偶養か1未親は 収徴与年が に者親に0満族 税収に1改 算と族該0での② 額税つ月正 定源の当万合う居

象泉い人額19計扶 す用令にた源 。し和支の泉 て8払で徴収 族除まの58以一親 の対すい万上に族 源泉源き和額 。ず円23す を配扶れ超歳る又

(2)~(5)は

1枚の用紙です

正偶配と

。れ・者り

な象の族を

まは合合き

扶養族額

控特が

除 別 58

の控万 対除円

象の以

M

令

和

8

月

以 後

事

。ての調年に最

中に毎月 まず、社員に対してなめに示します。 毎月 と、給 与. 天引 令 流 八引き 7 n を

し与年

控の非除

次

りな基とせ0階超

整除の改正に伴い、扶養ので、ご注意ください。 お額が改正されました。 た。これが次頁表2の が高が改正されました。 を額が改正されました。 にで、ご注意ください。 を額が改正されました。 にで、ご注意ください。

たに和親のすのい い変8族創見機き年 华 末調 イが1のが直控まも 整 ンあ月所行し除し年 やた末 0) トり以得わ をま後要れ特給。調 確すの件て定与今整 流 n 認の源のい親所年の して、 改ま族得は は、 徴正す特控、期 す注収や 。別除所が 事、扶控に得近 。意 し務令養除関税づ

令和7年分 年末調整の ポイント TA

見直しと を税額に いを年 除 ま比税 す較額 与 所得 過 控 除 0

された各種申告書の内容を基された各種申告書の内容を基に、所得控除の額(下表1参照)に、所得控除の額(下表1参照)と課税所得金額に所得税率を乗じて年調所得税額を算出し、さらに年調所得税額に102・1%を乗じて年調年税額を計算します。 算 収 すをにて課 算 所 ま保 得控除な していま 社のの 年 不間 足の か与 容ら等 額原の泉 を提出金 精徵

| 所得控除 | 可否 | 控 除 額 |
|--------------|----|---|
| 社会保険料控除 | 0 | 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 0 | 掛金の合計額 |
| 生命保険料控除 | 0 | ① 一 般:旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金:旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療:最高4万円 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用(最高5万円)を受けることができます。 |
| 地震保険料控除 | 0 | 地 震:最高5万円 旧長期損害:最高1万5千円 合計で最高5万円 |
| 寡婦控除 | 0 | 27 万円 |
| ひとり親控除 | 0 | 35 万円 |
| 勤労学生控除 | 0 | 27 万円 |
| 障害者控除 | 0 | 障害者 1 人につき 27 万円 特別障害者 1 人につき 40 万円 同居特別障害者の場合は 75 万円 |
| 配偶者控除 | 0 | 一般の控除対象配偶者:最高 38 万円 老人控除対象配偶者:最高 48 万円 |
| 配偶者特別控除 | 0 | 最高 38 万円 |
| 扶養控除 | 0 | (1) 一般の控除対象扶養親族 38 万円 (H22.1.1 以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63 万円 (H15.1.2 ~ H19.1.1 生まれ) (3) 老人扶養親族 同居老親等以外: 48 万円 (S31.1.1 以前生まれ) 同居老親等 : 58 万円 |
| 特定親族特別控除 | 0 | 最高 63 万円 (表 3 参照) |
| 基礎控除 | 0 | 最高 95 万円 (表 2 参照) |
| 雑損控除/医療費控除 | × | 3 |
| 寄附金控除 | X | 注 ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有 |

す険

。料

Þ

源

泉徴

収

税

額

を